# 志賀町公共工事に係る前金払事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方 自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条並びに志賀町財務規則(平 成17年志賀町規則第35号)第138条の規定に基づく公共工事の前金払の取扱いに関し 必要な事項を定めるものとする。

(前金払いの対象等)

- 第2条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条第1項の規定により登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る公共工事(同法律第2条第1項で定める公共工事)について、令附則第7条の規定により前金払をすることができる。
- 2 前項、保証に係る公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項で定める公共工事から、土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造、又は測量を除く。)で1件の請負代金が500万円以上のものについては、契約金額の10分の4以内(既にした前金払に追加してする前金払「中間前金払」にあっては10分の2以内で、いずれも10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の範囲内で、6,000万円を限度として前金払をすることができる。
- 3 第1項、保証に係る公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第 1項で定める公共工事から、土木建築に関する工事を除く。)で1件の請負金額が 300万円以上のものについては、契約金額の10分の3以内(10万円未満の端数がある ときは、これを切り捨てた額)の範囲内で、1,000万円を限度として前金払をするこ とができる。

(中間前払金)

第3条 前条第1項の規定により前金払をした公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項で定める公共工事から、土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造、測量を除く。)で、次の各号のいずれにも該当するものについては、同条第2項に

規定する範囲内で既にした前払に追加して前金払(以下「中間前金払」という。) をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている 当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)の額は、請負代金の額の 10分の2以内の額(その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、既に支払った前払金との合計額が当該請負代金の額の10分の6を超えない範 囲内で6,000万円を限度とする。

(債務負担行為に係る契約における前金払及び中間前払の特例)

第4条 債務負担行為に係る複数年度にわたる契約における前金払及び中間前金払は、前条の規定にかかわらず当該契約にもとづく各会計年度の出来高予定額に対してするものとする。この場合における第2条及び前条の規定の適用については、第2中「請負代金の額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」と、前条第1項第1号及び2号中「工期」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第3号及び同条第2項中「請負代金の額」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額」とする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 中間前金払の対象となる工事の請負者は、契約締結時に中間前金払又は部分 払のいずれかを選択し、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(様式第1号)を 町長に提出しなければならない。この場合において、契約締結後の変更は認めない ものとする。

(前払金の請求等)

第6条 前払金の支払を受けようとする請負者は、契約日から起算して15日以内に前 払金請求書(様式第2号)に保証事業会社が発行する保証書を添えて、町長に提出 しなければならない。ただし、債務負担行為に係る複数年度にわたる契約における 前金払の請求は、第1年度においては契約日から起算して15日以内とし、以降の年 度については4月15日までとする。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、当該請求があった日から起算して 14日以内に前払金を当該請負者に支払うものとする。

(中間前金払の請求書)

- 第7条 中間前払金の支払を受けようとする請負者は、あらかじめ中間前金払に係る 町長の認定を受け、中間前払金請求書(様式第3号)に保証証書を添えて、町長に 提出しなければならない。
- 2 前項の認定をうけようとする請負者は、中間前金払認定申請書(様式第4号)に 工事履行報告書(様式第5号を添えて、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項に規定する申請があったときは、第3条第1項各号の要件を満たしているかどうかを審査し、これを適当と認めるときは、中間前金払認定通知書(様式第6号)により当該請負者に通知するものとする。
- 4 中間前払金の支払については、前条第2項の規定を準用する。 (契約内容等の変更による前払金等の追加及び返還)
- 第8条 町長は、前払金(中間前払金を支払ったときは前払金及び中間前払金。以下「前払金等」という。)を支払った後、契約内容等の変更により請負代金の額に著しい増額が生じたときは、増額後の請負代金の額に対する前払金等の額に相当する額から支払った前払金の額を差し引いた金額以内の額を追加して支払うことができる。この場合における前払金等の請求及び支払の方法については、第6条又は前条の規定を準用する。
- 2 前払金等の支払を受けた請負者は、契約内容等の変更により請負代金の額に著しい減額が生じた場合において、既に支払を受けた前払金等の額が減額後の請負代金の額に対する前払金等を超えるときは、その超過額を当該契約変更の協議が成立した日から起算して30以内に返還しなければならない。
- 3 前2項の場合において、請負者は、速やかに保証事業会社との保証契約を変更し、 変更後の保証証書を町長に提出しなければならない。

(前払金等の使途範囲)

第9条 前払金及び中間前払金の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器 具の賃貸料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、 動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(義務違反等による前払金等の返還)

- 第10条 前払金等の支払を受けた請負者は、各号のいずれかに該当するときは、当該 前払金等の全部又は一部を返還しなければならない。
  - (1) 前払金等を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
  - (2) 当該公共工事に係る請負契約が解除されたとき。
  - (3) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(遅延利息)

第11条 第8条第2項及び前条の規定により前払金等を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

(志賀町公共工事に係る前金払の事務取扱いについての廃止)

2 志賀町公共工事に係る前金払の事務取扱いについて(平成17年志賀町取り決め) は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、一般競争入札の公告及び指名競争入札執行通知又は見 積徴集通知したものについては、なお従前の例による。

#### 様式第1号(第5条関係)

### 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

(あて先) 志賀町長

> 請負者 住所 商号又は名称 代表者氏名

(EII)

次に掲げる工事について、中間前金払・部分払を選択したいので、届出します。

工事名					
工事場所					
請負代金額				円	
契約年月日		年	月	日	
工 期	着工 完成	年年	月月	E E	
	76,700		71	-	

### 備考

- 1 中間前金払か部分払かどちらかを選択すること。
- 2 契約締結後の変更は認めない。

## 様式第2号(第6条関係)

## 前払金請求書

¥(請求額)	左の金額を請求します。
	年 月 日
ただし、工事請負契約に対する前払金として	(あて先) 志賀町長
内訳	請求者 〒 - 住所 商号又は名称
¥請負代金額	代表者氏名
¥	振込口座
(請負代金の %)	和別 No.

## 様式第3号(第7条関係)

## 中間前払金請求書

¥(請求額)	左の金額を請求します。
	年 月 日
ただし、工事請負契約に対する中間前払金として	(あて先) 志賀町長
内訳	請求者 〒 - 住所 商号又は名称
¥請負代金額	代表者氏名
¥	振込口座
(請負代金の %)	和的 No.

### 中間前金払認定申請書

工事名				
工事場所				
請負代金額				円
契約年月日		年	月	Ħ
工期	着工 完成	年年	月月	日日

上記の工事について、中間前金払に係る認定を受けたく、工事履行報告書を 添えて申請します。

(あて先)

志賀町長

年 月 日

請負者 住所

商号又は名称

代表者氏名

(EII)

### 工事履行報告書

(監督員)

### 現場代理人

(B)

工事	名											
エ	期		年	月	F	∃~		年		月	日	
日	付		年	月	F	∃ (		月分	)			
月	別	予定	(変更)	工程	(%)		実施	工程	(%)			備考
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											
	月											

### 様式第6号(第7条関係)

#### 中間前金払認定通知書

工事名				
工事場所				
請負代金額				円
契約年月日		年	月	Ħ
工 期	着工完成	年年	月月	日日

上記の工事について、その進捗を審査し、中間前金払をすることができる要件を具備していること(具備していないこと)を認定したので、通知します。

請負者 様

年 月 日

志賀町長

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)